

第 1 0 5 号 議 案

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年新宿区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「並びに第11条の5第1項」を「、第11条の5第1項並びに第18条の2第1項」に改め、同条第2項中「、同項」を「、前項」に、「この項並びに」を「この項、」に改め、「第11条の3第1項及び第3項」の次に「、第11条の5第1項並びに第18条の2第1項」を加える。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関するその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

小学校就学後の子を養育する幼稚園教育職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、新たに子育て部分休暇を導入する必要があるため